平成２７年（フ）第１１９号
鳥取県倉吉市米田町891　コーポ岡崎105号、住民票上の住所鳥取県倉吉市東鴨新町798番地の７
破産者　橋本　繁男
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
徳島県阿南市桑野町大地１番地１
破産者　橋本　賢二
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３９８号
北九州市小倉南区南若園町６番21号
破産者　上田美建装こと　上田　忠憲
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１号
鹿児島県姶良市加治木町木田3911番地６
破産者　楠本　洋昭
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1793番地
破産者　住宅資材新和こと　望月　和仁
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1793番地
破産者　望月　幸子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場215番地
破産者　下城　洋邦
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第３号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場215番地
破産者　下城十和子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花10番地13
破産者　村上　敬二
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
大阪府和泉市葛の葉町１丁目４番38―206号
破産者　井上　秀彦
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８６７号
広島市西区古江東町18番41―101号
破産者　北本　義明
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
宮城県登米市中田町石森字加賀野２丁目４番地７　中田加賀野第二住宅２号棟
破産者　大畑　文明
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第９２６号
さいたま市桜区栄和５丁目９番７号　白井ハイツ201号、旧住所さいたま市桜区道場２丁目１番１―351号
破産者　林　　健太
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３３号
埼玉県上尾市大字原市4076番地２　ピコリーノ伍番館202
破産者　中島　英子（旧姓稲坂）
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
埼玉県熊谷市三ケ尻1624番地
破産者　植野　厚子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６１６号
横浜市都筑区北山田３丁目17番９―102号
破産者　細田さやか
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２５号
神奈川県大和市大和南２丁目10番27号　大和学生ハイツ管理人室、前住所川崎市高津区新作２丁目10番２―807号　キャッスル梶ケ谷
破産者　浦越　茂夫
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４号
相模原市南区南台５丁目９番23号　オレンジコート相模原　305
破産者　岡崎　秀紀
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
川崎市宮前区鷺沼１丁目10番地６　富士見ハイツ　201
破産者　河村　妙子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係